

令和元年 8 月 9 日

東北大学職員組合
ご担当 小野寺智雄 様

東北大学情報公開室

法人文書部分開示決定通知書の送付について

平成 30 年 11 月 22 日付けで審査請求がありました件につきまして、令和元年 8 月 9 日付けの「審査請求に係る裁決書」に基づき、改めて別添の「法人文書部分開示決定通知書」をお送りいたします。

今回追加で開示する文書につきましては、開示実施手数料の納付が必要となります。内訳は決定通知書をご確認願います。

開示の実施を受けられる場合には、開示実施手数料 350 円を納入いただく必要がございますので、30 日以内に、「開示実施方法等申出書」をご提出いただくとともに、開示実施手数料をご持参いただくか銀行振込、現金書留のいずれかの方法により納入くださるようお願い申し上げます。

【開示の実施を受けられる場合手続き】

- ① 開示実施方法等申出書の提出
- ② 開示実施手数料 350 円をご持参いただくか以下へ振込み

振込口座：七十七銀行 本店
普通 7518749
口座名：国立大学法人東北大学

または

現金書留にて送付

連絡先：〒980-8577

仙台市青葉区片平二丁目 1 番 1 号
東北大学情報公開室 担当：笹井
電話 022-217-4848
FAX 022-217-6068

改めて行う「開示決定」
とは別添の通知です。

別記様式第15号

審査請求に係る裁決書

総法文第17号
令和元年8月9日

東北大学職員組合
執行委員長 片山 知史 殿

国立大学法人東北大学



平成30年11月22日付けで審査請求のありました事案について、次のとおり裁決しましたので通知します。

主 文	審査請求のあった箇所は不開示とするが、一部の文書については改めて開示決定を行う。
事 案 の 概 要	本件は、審査請求人が行った平成30年7月19日付けの法人文書開示請求に対し、平成30年9月3日に国立大学法人東北大学が部分開示の決定を行い通知したところ、平成30年11月22日に審査請求が行われたものである。
審 理 関 係 人 の 主 張 の 要 旨	審査請求人は、平成30年9月3日に国立大学法人東北大学が部分開示の決定を行い不開示とした以下の箇所の開示を求めている。 (1) 支出契約決議書（契約日：平成29年1月31日）のうち、非開示とされた「支出内訳」の項目、単位、金額の一部と「見積金額」および随意契約理由書の「理由」 (2) 非開示とされた経費精算書（平成28年6月30日～平成30年7月19日）全43件の「総支給額」「報酬に係る金額」等支払額の合計が分かる金額
裁 決 の 理 由	・審査請求のあった箇所については、情報公開・個人情報保護審査会の答申書（答申番号：令和元年度（独情）答申第6号）を受け、原決定を維持し不開示とすることとしたものである。 ・他方、原決定において開示した文書以外の法人文書、及び審査請求のあった箇所以外で原決定で不開示とした箇所のうちの一部の箇所について、追加で開示する決定を改めて行うこととするものである。
備 考	この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国立大学法人東北大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

* 不明な点がある場合は、東北大学情報公開室にご連絡ください。

法人文書部分開示決定通知書

総法文 17 号
令和元年 8 月 9 日

東北大学職員組合
執行委員長 片山 知史 殿

国立大学法人東北大学



平成 30 年 7 月 19 日付けで申請のありました法人文書の開示の請求については、その一部について開示することと決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

開示する法人文書の名称	別添のとおり
開示しない部分及び一部を開示しない理由	別添のとおり
開示請求書における開示の実施方法どおり開示の実施ができるかどうかの別	☒ 開示請求書のとおり開示の実施ができる。 ☐ 開示請求書のとおり開示の実施ができない。 実施できない理由：
求めることができる開示の実施方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額	法人文書の種類・数量等：A4判 白黒文書 両面 17 枚、片面 1 枚 （※平成 30 年 9 月 3 日付けにて通知分を除く） 開示実施手数料：（写しの交付） 350 円 《内訳》 - 複写費（A4版白黒文書1部につき 10 円）： 35 部 × 10 円 = 350 円 - 開示請求手数料から複写費等を差し引き、不足額が生じた場合に開示実施手数料の納付が必要となりますが、平成 30 年 9 月 3 日付け通知分としてすでに 3,590 円（300 円（1 件 × 300 円） - 3,890 円（389 部 - 分））が納付されていますので、その差額となります。 <u>開示実施手数料の納付は、ご持参いただく場合のほかは、郵便書留で現金を送付いただくか、銀行振込（七十七銀行本店 普通 7518749 国立大学法人東北大学）でお支払ください。</u>
大学において開示を実施できる日時及び場所	写しによる開示を希望しているため、記載を省略しました。
写しの送付による法人文書の開示を希望する場合における準備に要する日数及び郵送料の額	写しの送付準備は出来ておりますので、開示実施手数料の納付をお願いします。
備 考	この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して三か月以内に、国立大学法人東北大学に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

今回は、H30.9.3に部分開示した文書から追加変更した部分のみ添付しております。

「開示する法人文書の名称」及び「開示しない部分及び一部を開示しない理由」
※「不開示の理由」は、別添の「不開示理由一覧」の記号に対応 ※追加で開示する部分のみ抜粋

法人文書の名称	個別の文書名	開示しない部分	不開示の理由
経費精算書 (経費精算日H30/7/19) 枚数：両面7枚、片面1枚	経費精算書	件名※開示	—
		総支給額、控除額、消費税額、差引支給額、本体価格、消費税額、税込金額	I
		振込先口座	L
		係長以下の職位の職員の印影	A
	請求書	弁護士の印影	K
		件名、備考欄の業務内容、タクシーの経路 ※開示	—
		報酬に係る金額	I
		振込先口座	L
	タクシー領収書	目付 ※開示	—
	新幹線切符（写し）	目付 ※開示	—
	当日メモ	担当係長名	A
		業務内容	T
	委任契約書	契約内容	E
		弁護士の印影	K
購入依頼書	係長以下の職位の職員の印影	A	
	件名※開示	—	
経費精算書 (経費精算日H30/5/11) 経費精算NoE187400058 枚数：両面4枚、片面1枚	経費精算書	件名※開示	—
		総支給額、控除額、消費税額、差引支給額、本体価格、消費税額、税込金額	I
		振込先口座	L
		係長以下の職位の職員の印影	A
	請求書	件名、備考欄の業務内容、タクシーの経路 ※開示	—
		弁護士の印影	K
		報酬に係る金額	I
		振込先口座	L
	新幹線切符（写し）	目付 ※開示	—
	タクシー領収書	目付 ※開示	—
	総長宛て文書	発信者、件名及び内容 ※開示	—
	委任契約書	契約内容	E
		弁護士の印影	K
	購入依頼書	係長以下の職位の職員の印影	A
件名※開示		—	
経費精算書 (経費精算日H30/3/30) 経費精算NoE1774000651 枚数：両面3枚、片面1枚	経費精算書	件名※開示	—
		総支給額、控除額、消費税額、差引支給額、本体価格、消費税額、税込金額	I
		振込先口座	L
		係長以下の職位の職員の印影	A
	請求書	弁護士の印影	K
		報酬に係る金額	I
		振込先口座	L
		件名※開示	—
	委任契約書	契約内容	E
		弁護士の印影	K
	委託契約(説明資料)	契約内容	M
	購入依頼書	係長以下の職位の職員の印影	A
		件名※開示	—

「開示する法人文書の名称」及び「開示しない部分及び一部を開示しない理由」
 ※「不開示の理由」は、別添の「不開示理由一覧」の記号に対応 ※追加で開示する部分のみ抜粋

追加で開示実施手数料が
 必要となるのは、この文書の分です。

法人文書の名称	個別の文書名	開示しない部分	不開示の理由
支出契約決議書 (契約日：H28/10/31) 枚数：両面7枚	支出契約決議書	係長以下の職位の職員の印影	A
	業務委託契約書	弁護士の印影	K
		本学理事の公印印影	P
		業務内容	G
	役務提供請負契約基準	弁護士の印影	K
		本学理事の公印印影	P
	見積書	弁護士の印影	K
		見積金額	I
		業務名、項目名、数量、単価、金額	H
	契約伺	係長以下の職位の職員の印影	A
	業務委託契約書(案)	業務内容	H
支出契約決議書 (契約日：H30/3/23) 枚数：両面10枚、片面1枚	支出契約決議書	係長以下の職位の職員の印影	A
	業務委託契約書	弁護士の印影	K
		本学理事の公印印影	P
		「支出内訳」の項目、単位、金額の一部	G
	仕様書	業務目的、業務内容	O
	役務提供請負契約基準	弁護士の印影	K
		本学理事の公印印影	P
	見積書	弁護士の印影	K
		見積金額	I
		業務名、項目名、数量、単価、金額	H
	契約伺	係長以下の職位の職員の印影	A
	業務委託契約書(案)	「支出内訳」の項目、単位の一部	H
	仕様書	業務目的、業務内容	O
	随意契約理由書	理由	M

不開示理由一覧

A	法第5条第1号 (個人情報)	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、これを公にすることを定めた法令等は存在せず、慣行も認められないため。
B	法第5条第2号イ (法人等情報)	委託契約を締結した弁護士の実績が記載されており、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
C	法第5条第2号イ (法人等情報)	委託契約を締結した弁護士の実績に係る連絡事項が記載されており、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
D	法第5条第2号イ (法人等情報)	委託契約を締結した弁護士の具体的な契約条件が記載されており、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
E	法第5条第2号イ (法人等情報)	委任契約を締結した弁護士の具体的な契約条件が記載されており、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
F	法第5条第2号イ (法人等情報)	委任契約を締結した弁護士の具体的な契約条件の案が記載されており、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
G	法第5条第2号イ (法人等情報)	業務委託契約を締結した弁護士の具体的な契約条件が記載されており、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
H	法第5条第2号イ (法人等情報)	業務委託契約を締結した弁護士の具体的な契約条件の案が記載されており、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
I	法第5条第2号イ (法人等情報)	業務に対する報酬等の金額であり、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
J	法第5条第2号イ (法人等情報)	業務を依頼した弁護士の実績が記載されており、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるため。
K	法第5条第2号イ (法人等情報)	公にすることにより文書の偽造等に悪用されるおそれがあり、当該法律事務所の正当な利益を害するおそれがあるため。
L	法第5条第2号イ (法人等情報)	銀行口座番号等の情報は取引先等にのみ明らかにされる内部管理情報であり、公にすると悪用されるおそれがあり当該法律事務所の正当な利益を害するおそれがあるため。
M	法第5条第2号イ (法人等情報) 法第5条第4号 (事務事業等情報)	具体的な業務に係る内容であり、公にすることにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。また、本学がどのような内容の事案についてどのような対応を必要としていたかが明らかとなるおそれがあり、本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。
N	法第5条第4号 (事務事業等情報)	開示すると、本学では公にしていない事案に係る本学の対応の一端が明らかとなるおそれがあり、本学の当事者としての地位を不当に害し本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。
O	法第5条第4号 (事務事業等情報)	具体的な業務に係る内容であり、公にすることにより、本学がどのような内容の業務にどのような対応を必要としていたかが明らかとなるおそれがあり、本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。
P	法第5条第4号 (事務事業等情報)	公印は認証機能を有するものであり、公にすると文書の偽造等に悪用されるおそれがあり、本学が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
Q	法第5条第4号 (事務事業等情報)	本学では公にしていない具体的な事案に関する情報であり、公にすると本学がどのような内容の事案についてどのような対応を行っていたかが明らかとなるおそれがあり、本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。
R	法第5条第4号二 (事務事業等情報)	開示すると、本学では公にしていない現在継続中の事案に係る本学の対応の一端が明らかとなるおそれがあり、本学の当事者としての地位を不当に害し本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。
S	法第5条第4号二 (事務事業等情報)	開示すると、本学では公にしていない事案に係る本学の対応の一端が明らかとなるおそれがあり、本学の当事者としての地位を不当に害し本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。
T	法第5条第4号二 (事務事業等情報)	本学では公にしていない現在継続中の事案であり、公にすると本学の当事者としての地位を不当に害し本学の事務及びその他大学運営に関する業務に支障を来すおそれがあるため。